

平成29年度 第1回山口県道路メンテナンス会議

日時：平成29年7月10日（月）

10:00～12:00

場所：防府土木建築事務所

別棟 大会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

- (1) 規約改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料① P 1
- (2) 道路メンテナンス会議年間スケジュールについて・・・・・・・・資料② P 5
- (3) H28年度点検結果について・・・・・・・・・・資料③ P 6
- (4) H29年度以降の点検計画・・・・・・・・・・資料④ P 17
- (5) 好事例の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料⑤ P 19
- (6) H28年度の取組(講習会、広報等)状況とH29年度の取組
・・・・・・・・・・資料⑥ P 23
- (7) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料⑦ P 24

3. 連絡調整

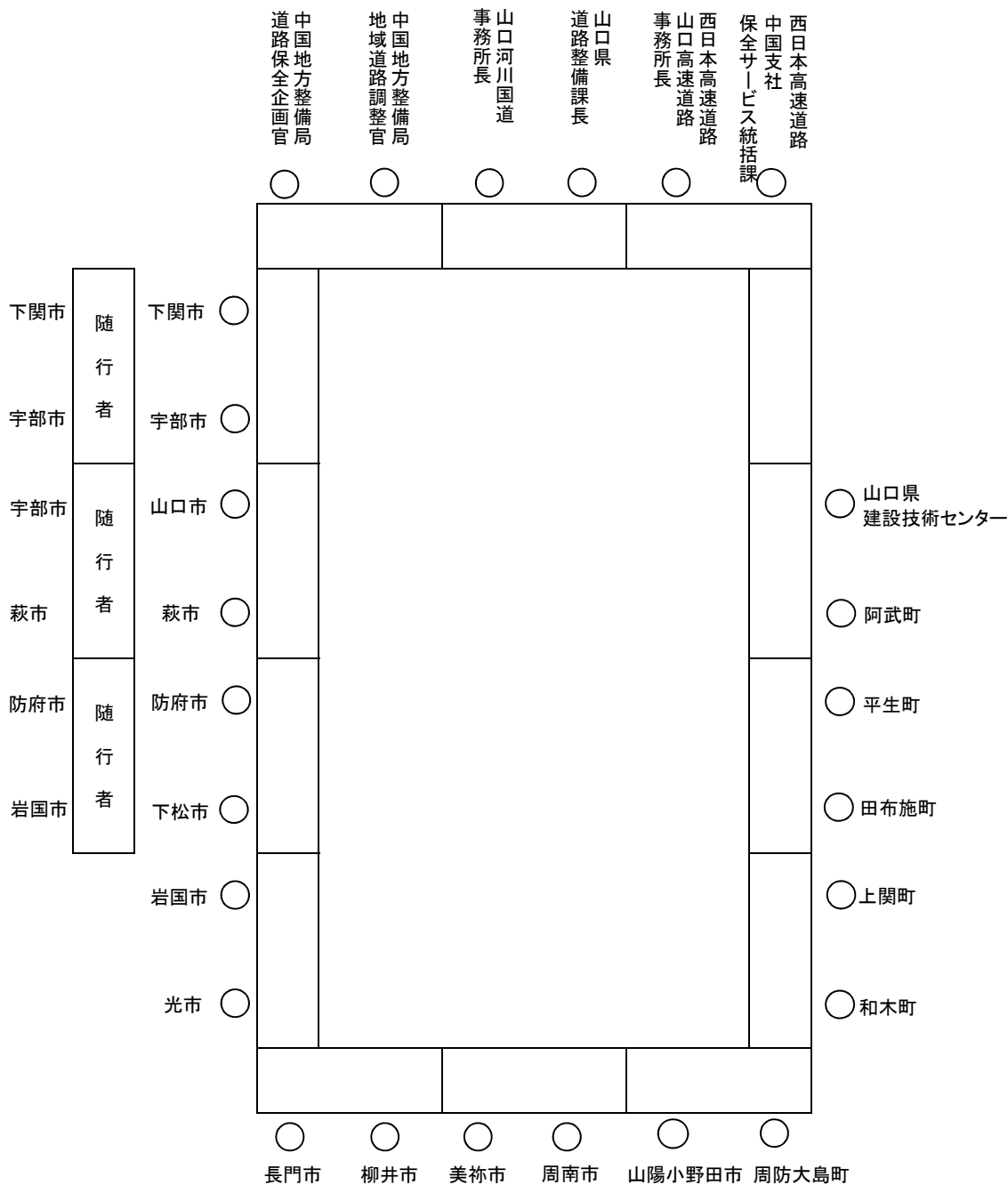
4. 閉会

平成29年度 第1回山口県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役職	氏名	代理出席者	
				役職	氏名
会長	国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長	廣川 誠一		
副会長	山口県土木建築部	道路整備課長	古野 智		
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	山口高速道路事務所長	細田 英樹		
	下関市	建設部長	江崎 暢宏		
	宇部市	都市整備部長	白石 光芳		
	山口市	都市建設部長	岡本 充	道路河川管理課 主幹	大村 祥平
	萩市	土木建築部長	石橋 文雄	土木課長	齋藤 浩司
	防府市	土木都市建設部長	友廣 和幸	技術補佐	榎本 信幸
	下松市	建設部長	古本 清行		
	岩国市	都市建設部長	辻 孝弘		
	光市	建設部長	田村 格平		
	長門市	建設部長	森野 康範		
	柳井市	建設部長	荒田 親彦		
	美祢市	建設農林部長	志賀 雅彦		
	周南市	建設部長	足達 正男	建設部次長 兼 道路課長	中村 一幸
	山陽小野田市	建設部長	森 一哉	建設部次長	榎坂 昌歳
	周防大島町	産業建設部長	池元 恭司		
	和木町	都市建設課長	末岡 靖士		
	上関町	土木建築課長	上田 文朗		
	田布施町	建設課長	鳥上 清史		
	平生町	建設課長	高岡 浩行		
	阿武町	施設課長	田中 達治		
	一般財団法人山口県建設技術センター	技術部 技術部長	小田 定良		
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	田中 敏彦		
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	高木 繁		
	西日本高速道路中国支社	保全サービス統括課	秋山 隆之	課長代理	上田 浩之
事務局	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課				
	山口県土木建築部 道路整備課				
	西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所 統括課				
	西日本高速道路株式会社中国支社 周南高速道路事務所 統括課				

平成29年度 第1回山口県道路メンテナンス会議 配席表

事務局(国、山口県、西日本高速道路)	
--------------------	--



随行者	随行者
-----	-----

美祢市 周南市 周南市

記者席	記者席
-----	-----

○ ○ ○ ○

入口

山口県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「山口県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、山口県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検及び修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断及び技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、山口県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長2名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長、副会長は山口県土木建築部道路整備課長及び西日本高速道路株式会社中国支社山口高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者の幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長が担当する。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所道路管理第二課、山口県土木建築部道路整備課、西日本高速道路株式会社中国支社山口高速道路事務所統括課及び西日本高速道路株式会社中国支社周南高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月29日から施行する。

平成27年 6月10日 別表1、別表2改正

平成28年 7月 6日 別表1、別表2改正

平成29年 7月10日 別表1、別表2改正

平成29年度 山口県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役職
会長	国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長
副会長	山口県土木建築部	道路整備課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	山口高速道路事務所長
	下関市	建設部長
	宇部市	都市整備部長
	山口市	都市建設部長
	萩市	土木建築部長
	防府市	土木都市建設部長
	下松市	建設部長
	岩国市	都市建設部長
	光市	建設部長
	長門市	建設部長
	柳井市	建設部長
	美祢市	建設農林部長
	周南市	建設部長
	山陽小野田市	建設部長
	周防大島町	産業建設部長
	和木町	都市建設課長
	上関町	土木建築課長
	田布施町	建設課長
	平生町	建設課長
	阿武町	施設課長
	一般財団法人山口県建設技術センター	技術部 技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
	西日本高速道路中国支社	保全サービス統括課
事務局	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課	
	山口県土木建築部 道路整備課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所 統括課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 周南高速道路事務所 統括課	

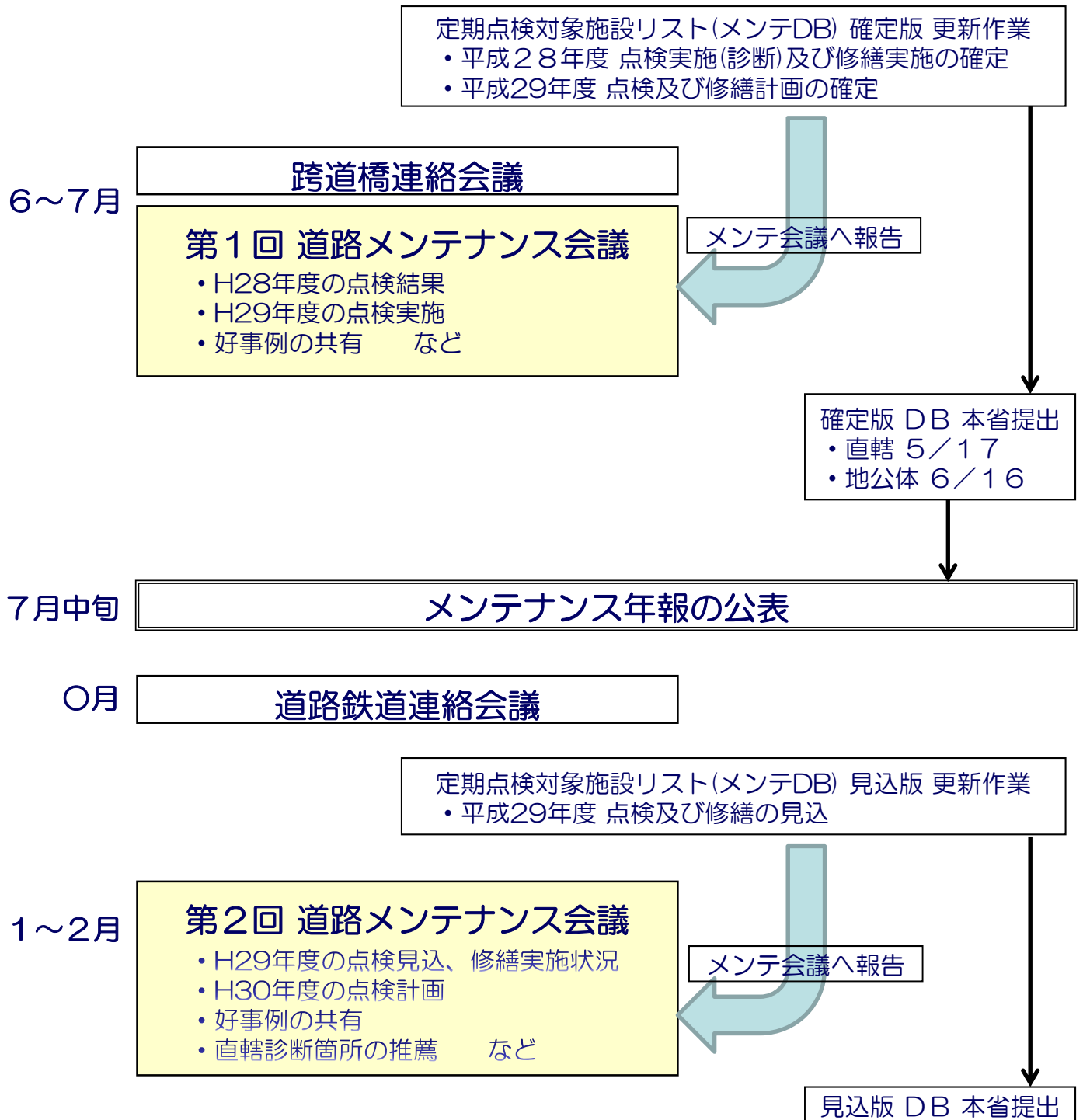
平成29年度 山口県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役職
幹事長	国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所	総括保全対策官
副幹事長	山口県 土木建築部 道路整備課	主査
副幹事長	西日本高速道路株式会社 中国支社 山口高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社 中国支社 周南高速道路事務所	統括課長
	下関市	道路課長
	宇部市	道路河川管理課長
	山口市	道路河川管理課長
	萩市	土木課長
	防府市	道路課長
	下松市	土木課長
	岩国市	道路課長
	光市	道路河川課長
	長門市	都市建設課長
	柳井市	土木課長
	美祢市	建設課長
	周南市	建設部次長
	山陽小野田市	土木課長
	周防大島町	建設課長
	和木町	都市建設係長
	上関町	土木建築課長補佐
	田布施町	建設課長
	平生町	建設課 管理班長
	阿武町	施設課 施設整備係長
	一般財団法人 山口県建設技術センター	技術課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課	
	山口県土木建築部 道路整備課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所 統括課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 周南高速道路事務所 統括課	

道路メンテナンス会議年間スケジュール

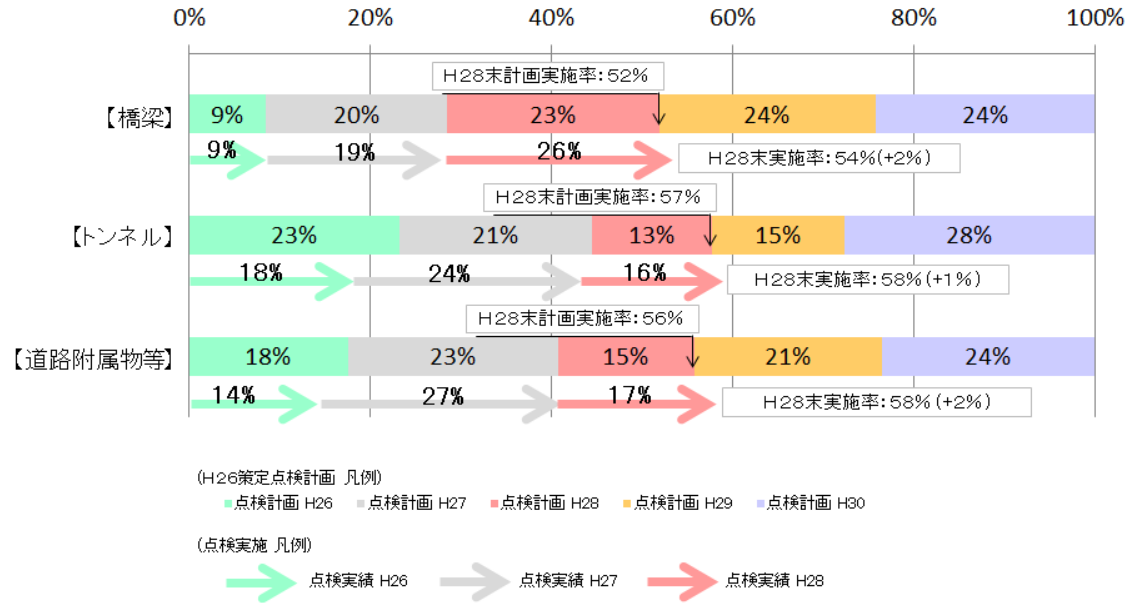
資料②

--- 【平成29年度】



- 平成26年7月の省令施行を踏まえ。道路管理者は。全ての橋梁・トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。
- 平成28年度までの点検実施率は、橋梁 約54%、トンネル 約58%、道路附属物等 約58%
- 平成28年度末の点検実施率は、計画実施率(H26)を上回っている。

【5年間の点検計画と平成28年度までの点検実施状況】



【道路管理者別 点検状況】

【橋梁】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	4,969	2,575	2,529	51%
高速道路会社	2,255	1,587	1,470	65%
地方公共団体	87,869	44,738	47,112	54%
合計	95,093	48,900	51,111	54%

【トンネル】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	251	155	158	63%
高速道路会社	311	232	278	89%
地方公共団体	853	406	379	44%
合計	1,415	793	815	58%

【道路附属物等】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	950	409	322	34%
高速道路会社	608	471	497	82%
地方公共団体	1,259	685	823	65%
合計	2,817	1,565	1,642	58%

道路施設	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
橋梁	95,093	48,900	51,111	54%
トンネル	1,415	793	815	58%
道路附属物等	2,817	1,565	1,642	58%

※管理施設数①は、H29、3末 現在

※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数

※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

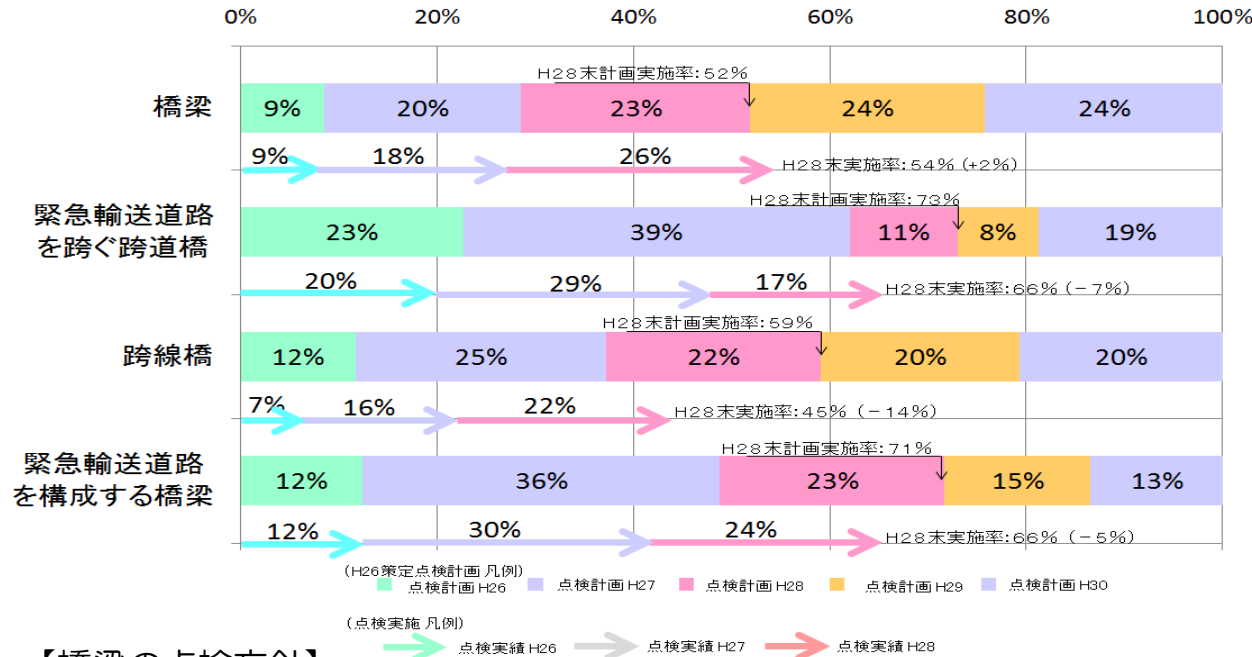
※管理施設数①は、H29、3末 現在

※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数

※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

- 最優先で点検すべき橋梁の平成28年度までの点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 約66%、跨線橋 約45%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約66%であり、跨線橋の点検が遅れている状況。
- 跨線橋の点検については、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなど課題が存在するが、全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認書により確認しており、平成29年度には平成28年度の1.4倍の点検を実施予定。

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成28年度末までの実施状況】



	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
橋梁	95,093	48,900	51,111	54%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	1,480	1,002	982	66%
跨線橋	804	494	365	45%
緊急輸送道路を構成する橋梁	15,037	10,772	10,005	67%

※管理施設数①は、H29. 4. 1現在
 ※点検計画数②は、H26時点の計画数
 ※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

【橋梁の点検方針】

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- 跨線橋
- 緊急輸送道路を構成する橋梁

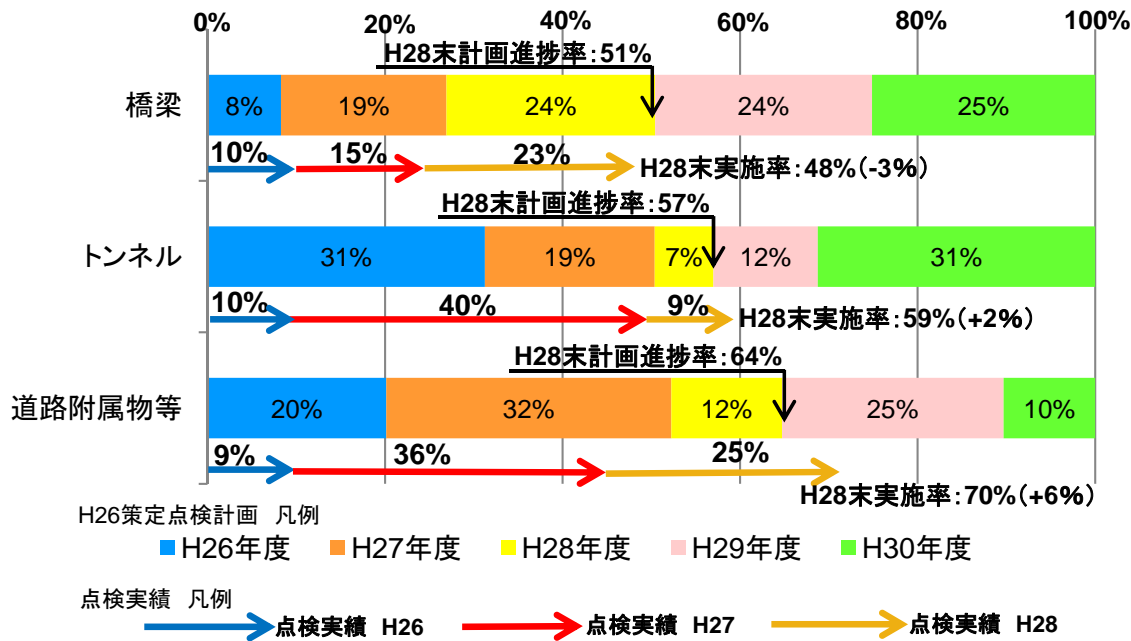
山口県内の点検実施状況(全体)

○平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。

○平成28年度までの点検実施率は、橋梁約**48%**、トンネル約**59%**、道路附属物等約**70%**

○平成28年度末の点検実施率は、橋梁が計画実施率(H26策定)を下回っている。

<5年間の点検計画と平成28年度までの実施状況>



道路施設	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
橋梁	16,059	7,809	7,759	48%
トンネル	274	154	161	59%
道路付属物等	572	389	400	70%

※管理施設数①は、H29.4.1現在
 ※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数
 ※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

<橋梁点検状況(管理者別)>

【橋梁】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	1,372	791	696	51%
高速道路会社	553	403	391	71%
地方公共団体	14,134	6,615	6,672	47%
合計	16,059	7,809	7,759	48%

【トンネル】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	39	22	22	56%
高速道路会社	72	50	61	85%
地方公共団体	163	82	78	48%
合計	274	154	161	59%

【道路付属物等】

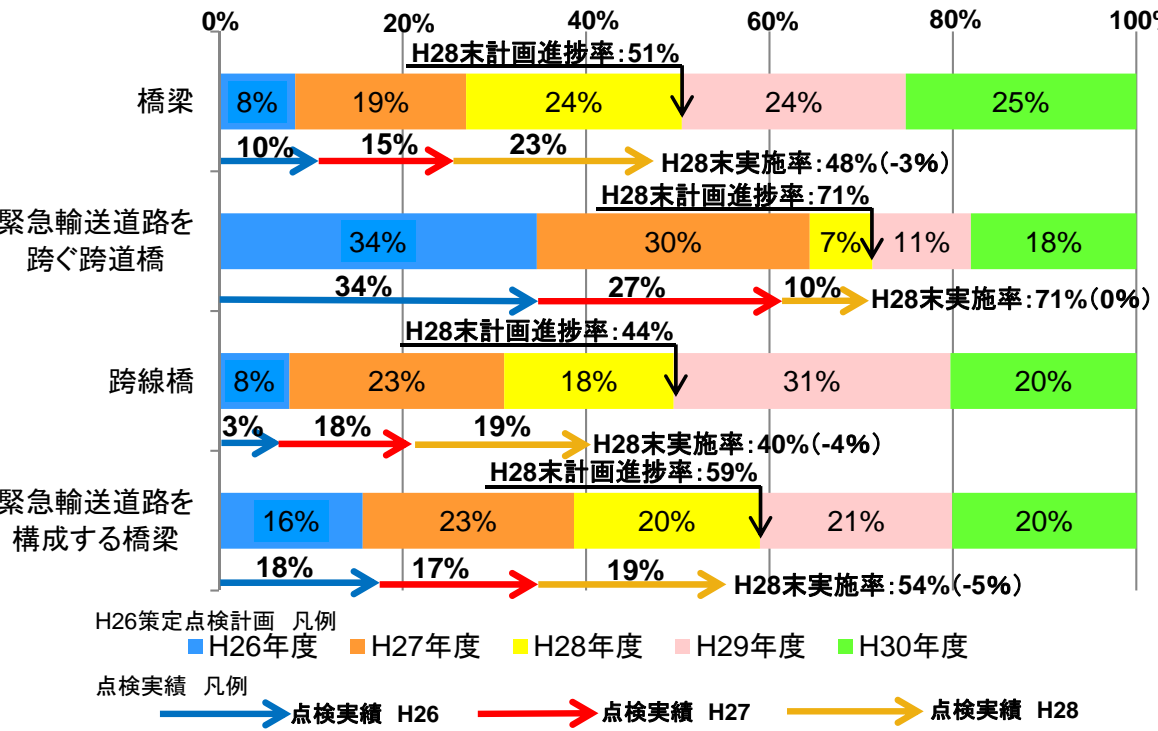
管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	220	147	69	31%
高速道路会社	115	92	102	89%
地方公共団体	237	150	229	97%
合計	572	389	400	70%

※管理施設数①は、H29.4.1現在
 ※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数
 ※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

山口県内の点検実施状況(全体)

○最優先で点検すべき橋梁の平成28年度までの点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約71%、跨線橋約40%、緊急輸送道路を構成する橋梁約54%であり、跨線橋の点検が遅れている状況。
 ○跨線橋の点検については、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認書により確認しており、平成29年度には平成28年度の1.2倍の点検を実施予定。

＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成28年度末までの実施状況＞



道路施設	管理施設数 ①	H26～H28 点検計画数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
橋梁	16,059	7,809	7,759	48%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	219	146	155	71%
跨線橋	215	110	86	40%
緊急輸送道路を構成する橋梁	3,739	2,196	2,018	54%

※管理施設数①は、H29.4.1現在
 ※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数
 ※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

＜橋梁の点検方針＞

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- 緊急輸送道路を構成する橋梁

- 山口県内の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）6橋（0.2%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は434橋（11.6%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2,324橋（62.0%）

<平成28年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	H28 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,372	230	180	50	0	0
高速道路会社	553	29	3	24	2	0
山口県	4,381	876	213	584	79	0
市町村	9,753	2,614	589	1,666	353	6
合計	16,059	3,749	985	2,324	434	6

※ 点検実施数はH29.3月末時点

※ 速報値

山口県内のH28点検結果(トンネル)

○ 山口県内のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）0箇所（0.0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は14箇所（56.0%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は11箇所（44.0%）

<平成28年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	H28 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	39	4	0	0	4	0
高速道路会社	72	12	0	5	7	0
山口県	129	8	0	6	2	0
市町村	34	1	0	0	1	0
合計	274	25	0	11	14	0

※ 点検実施数はH29.3月末時点

※ 速報値

山口県内のH28点検結果(道路附属物)

- 山口県内の道路附属物の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は29箇所（20.6%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は59箇所（41.8%）

<平成28年度管理者別点検結果(道路附属物)>

管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	H28 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	220	34	29	5	0	0
高速道路会社	115	13	3	9	1	0
山口県	198	87	21	41	25	0
市町村	39	7	0	4	3	0
合計	572	141	53	59	29	0

※ 点検実施数はH29.3月末時点

※ 速報値

H28年度道路橋 診断結果

道路管理者	管理施設数 (H29年4月1日現在)	点検実施数	I	II	III	IV	IV橋梁名
国土交通省(山口)	1,372	230	180	50	0	0	
西日本高速道路(株)	553	29	3	24	2	0	
山口県	4,381	876	213	584	79	0	
下関市	1,510	341	47	236	57	1	にしきばし
宇部市	432	120	21	82	17	0	
山口市	1,325	318	44	265	9	0	
萩市	721	230	17	170	42	1	菅の瀬橋
防府市	725	208	57	127	24	0	
下松市	168	29	19	7	3	0	
岩国市	1,492	422	185	169	67	1	御庄橋
光市	181	100	42	40	16	2	東江の浦沿岸橋 束荷橋
長門市	491	97	32	57	7	1	神出橋
柳井市	361	85	31	53	1	0	
美祢市	524	141	26	91	24	0	
周南市	815	254	30	176	48	0	
山陽小野田市	224	42	17	22	3	0	
周防大島町	336	79	1	53	25	0	
和木町	32	1	1	0	0	0	
上関町	45	10	8	2	0	0	
田布施町	123	123	10	108	5	0	
平生町	136	0	0	0	0	0	
阿武町	112	14	1	8	5	0	
山口県内合計	16,059	3,749	985	2,324	434	6	

※速報値

H28年度道路トンネル 診断結果

平成29年3月31日時点

道路管理者	管理施設数 (H29年4月1日現在)	H28年度 点検実施数	I	II	III	IV
国土交通省(山口)	39	4	0	0	4	0
西日本高速道路(株)	72	12	0	5	7	0
山口県	129	8	0	6	2	0
下関市	2	0	0	0	0	0
宇部市	1	0	0	0	0	0
山口市	2	0	0	0	0	0
萩市	9	0	0	0	0	0
防府市	0	0	0	0	0	0
下松市	1	0	0	0	0	0
岩国市	5	1	0	0	1	0
光市	2	0	0	0	0	0
長門市	1	0	0	0	0	0
柳井市	0	0	0	0	0	0
美祢市	2	0	0	0	0	0
周南市	2	0	0	0	0	0
山陽小野田市	0	0	0	0	0	0
周防大島町	5	0	0	0	0	0
和木町	0	0	0	0	0	0
上関町	0	0	0	0	0	0
田布施町	0	0	0	0	0	0
平生町	0	0	0	0	0	0
阿武町	2	0	0	0	0	0
山口県内合計	274	25	0	11	14	0

※速報値

H28年度道路附属物等 診断結果

平成29年3月31日時点

道路管理者	管理施設数 (H29年4月1日現在)	H28年度 点検実施数	I	II	III	IV
国土交通省(山口)	220	34	29	5	0	0
西日本高速道路(株)	115	13	3	9	1	0
山口県	198	87	21	41	25	0
下関市	6	0	0	0	0	0
宇部市	6	2	0	2	0	0
山口市	2	0	0	0	0	0
萩市	0	0	0	0	0	0
防府市	3	0	0	0	0	0
下松市	3	3	0	2	1	0
岩国市	7	2	0	0	2	0
光市	0	0	0	0	0	0
長門市	0	0	0	0	0	0
柳井市	0	0	0	0	0	0
美祢市	4	0	0	0	0	0
周南市	4	0	0	0	0	0
山陽小野田市	2	0	0	0	0	0
周防大島町	0	0	0	0	0	0
和木町	0	0	0	0	0	0
上関町	0	0	0	0	0	0
田布施町	1	0	0	0	0	0
平生町	1	0	0	0	0	0
阿武町	0	0	0	0	0	0
山口県内合計	572	141	53	59	29	0

※速報値

○平成28年度判定区分Ⅳの施設は、橋梁6橋。緊急措置を実施。
トンネル、道路付属物等は該当無し。

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急（応急）措置状況
下関市	にしきばし	市道勝山一の宮町自歩道10号線	不明	橋脚基礎の洗掘に伴う傾斜	全面通行止
萩市	菅の瀬橋	菅の瀬線	1973	支承下の橋座コンクリートがずり落ちている。	車両通行制限措置を実施
岩国市	御庄橋	御庄1号線	1953	主桁（ゲルバーヒンジ部）にひびわれ、沈下	全面通行止
光市	東江の浦沿岸橋	江の浦沿岸線	1975	頂版の広範囲に著しい鉄筋露出、鉄筋破断が認められる。側壁にも鉄筋露出が認められる。	敷鉄板による補強
光市	束荷橋	宮河内線	1976	主桁端部に腐食による孔明、横桁の脱落、床版に著しい鉄筋露出、橋脚基礎に洗掘が認められる。	全面通行止
長門市	神出橋	市道神出線	1963	主桁の主鉄筋が、殆ど全桁長にわたり露出している。	全面通行止

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

＜各構造物の平成29年度以降の点検予定＞

道路施設	管理施設数 (H29.4.1現在)	H26～H28 計画点検数 (A)	H26～H27 点検実施数 (B)	H28 点検実施数 (C)	H26～H28 点検実施数 (D)=(B+C)	H29点検 予定数	H30点検 予定数
橋梁	16,059	7,809	4,010	3,749	(48%) 7,759	(76%) 4,443	(100%) 3,859
トンネル	274	154	136	25	(59%) 161	(72%) 35	(100%) 77
道路附属物等	572	389	259	141	(70%) 400	(92%) 126	(100%) 56

- ・H29、H30点検予定数は、今後見直しすることがある。
- ・表中()書きは、当該年度迄の(累計点検実施率)。パーセント表示は四捨五入で表示。

山口県内のH29以降の点検計画(最優先で点検すべき橋梁)

<最優先で点検すべき橋梁の平成29年度以降の点検予定>

道路施設	管理施設数 (H29.4.1現在)	H26～H28 計画点検数 (A)	H26～H27 点検実施数 (B)	H28 点検実施数 (C)	H26～H28 点検実施数 (D)=(B+C)	H29点検 予定数	H30点検 予定数
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	219	146	132	23	(71%) 155	(85%) 32	(100%) 32
跨線橋	215	110	44	42	(40%) 86	(73%) 70	(100%) 60
緊急輸送道路を 構成する橋梁	3,739	2,196	1,310	708	(54%) 2,018	(73%) 714	(100%) 1,067

- ・H29、H30点検予定数は、今後見直しすることがある。
- ・表中()書きは、当該年度迄の(累計点検実施率)。パーセント表示は四捨五入で表示。

インフラメンテナンス大賞

国民へのメンテナンスの理念の普及等を図るため、インフラメンテナンス大賞を実施します。日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く世の中に紹介します。

インフラメンテナンス大賞の概要

1	主催者	国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・防衛省
2	表彰時期	毎年開催
3	表彰対象	インフラメンテナンスにかかる特に優れた取組・技術開発 ア) メンテナンス実施現場における工夫部門 イ) メンテナンスを支える活動部門 ウ) 技術開発部門
4	審査方法	有識者による選考委員会にて審査・選出
5	表彰の種類	国土交通他5大臣賞／特別賞／優秀賞
6	事務局	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 国土交通省大臣官房公共事業調査室

第1回スケジュール

平成28年11月
募集

平成29年1月
審査

平成29年4月
受賞者決定

平成29年7月
表彰式

ベストプラクティスの紹介

各大臣賞

(国土交通大臣賞・総務大臣賞・文部科学大臣賞・厚生労働大臣賞・農林水産大臣賞・防衛大臣賞。各省部門ごとに1件(計18件)。このほかに情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞1件)

優秀賞
(最大18件程度)

特別賞

(大臣賞に準ずるものを審査委員が選定。6件程度)

インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進

メンテナンス産業の活性化

インフラメンテナンスの理念の普及

閣議決定文書への記載

・日本再興戦略(改訂2015): 戦略市場創造プラン『安全・便利で経済的な次世代インフラの構築』
インフラメンテナンス産業の育成・活性化を図るため、(中略)ベストプラクティスを表彰し理念を普及するインフラメンテナンス大賞(仮称)を創設する

国土交通大臣賞

応募部門 イ メンテナンスを支える活動部門
 案件名 しゅうニャン橋守隊 (CATS-B) による猫の手メンテナンス活動
 代表団体名 しゅうニャン橋守隊

(概要)

しゅうニャン橋守隊 (CATS-B: Civilian Activity Team in Shunan for Bridges) は、地方のインフラメンテナンスに危機感を抱いた有志の声掛けから始まった産官学民の幅広いメンバーで構成される任意団体である。

当団体は、その名の通り猫のように気ままに不定期に集い、インフラに関する簡単な座学と市内の身近な橋梁の清掃や簡易点検を行うことを主な活動内容としており、道路施設の重要性や現状を広報しながら、日常生活の延長上で実施できるメンテナンスを体験型ボランティア活動として住民に提供している。

The diagram illustrates the '産官学民' (Industry-Government-Academia-Citizen) structure of CATS-B. At the center is a cat icon labeled 'しゅうニャン橋守隊 CATS-B'. Four boxes represent the pillars:

- 産 (Industry):** 民間の悩み (Private concerns: lack of maintenance budget, limited staff), 技術支援、ノウハウの伝達 (Technical support, knowledge transfer), 学生のマッチングの機会による次世代技術者の確保 (Ensuring next-gen tech talent through student matching).
- 官 (Government):** 行政の悩み (Government concerns: budget constraints, limited staff), 橋の清掃、資材等の補助 (Bridges cleaning, material support), 日常の通報や点検力等 (Daily reporting and inspection capabilities).
- 学 (Academia):** 学識経験 (知) と教育(人) (Expertise and education), 学生の経験、意欲の向上 (Improving student experience and motivation), 学校の悩み (School concerns: limited staff, limited budget, limited maintenance opportunities).
- 民 (Citizens):** マンパワー (人) (Manpower), 若手男女の交流の機会 (Opportunity for young men and women to interact), 地域住民の悩み (Local resident concerns: limited maintenance opportunities, limited reporting methods).

優秀賞 [国交省案件]

応募部門 ア メンテナンス実施現場における工夫部門
 案件名 道路橋及びコンクリート構造物の点検・診断等アドバイザー制度
 代表団体名 島根県

(概要)

県や市町村が管理する道路橋やコンクリート構造物の点検に関し、職員の経験不足から損傷の見落としや診断のバラツキ、的確な修繕工法の選定が困難などの課題が存在しており、点検の診断結果が適正であるか判定する健全度判定などにおいて、専門家を招へいする仕組み (技術支援) がないことから、アドバイザー制度を創設した。

The flowchart shows the 'アドバイザー制度' (Advisor System). It starts with '県や市町村' (Prefecture and municipalities) managing '道路橋やコンクリート構造物' (roads, bridges, and concrete structures). They rely on '建設技術センター' (Construction Technology Center) for '点検指導 (調査)' (inspection guidance/survey) and '診断指導' (diagnosis guidance). The center then provides '健全度判定 (健全度判定、対策方針、工法選定)' (soundness judgment, countermeasure policy, construction method selection) to '市町村' (municipalities). The center also provides '派遣要請' (request for dispatch) to 'アドバイザー' (advisors), who are composed of '構造調査会' (Structural Investigation Association) and 'コンクリート診断士会' (Concrete Diagnosis Association).

特別賞 [文科省案件]

応募部門 イ メンテナンスを支える活動部門
 案件名 健全なインフラメンテナンスをリードする技術者の育成事業 (ME養成及び道守養成)
 代表団体名 国立大学法人山口大学 他

楽しく活動(清掃・点検)することでインフラメンテナンスの理解促進・裾野拡大



簡単な活動で延命化



活動の効果・意義を座学で理解

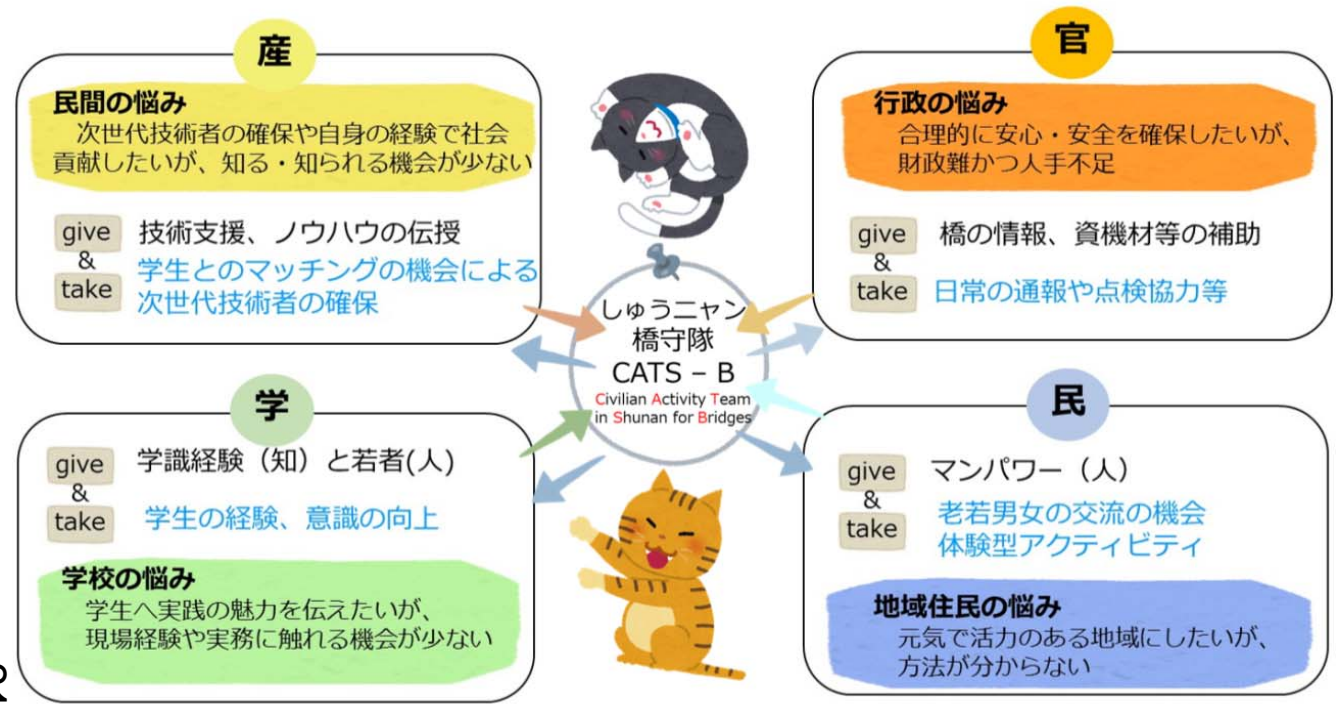


子どもたちによる排水装置の清掃

土木を身近に感じる子どもたち

【活動コンセプト】

産・官・学・民の得意を持ち寄り 苦手を補う



技術者と小学生



アーチ橋に感動

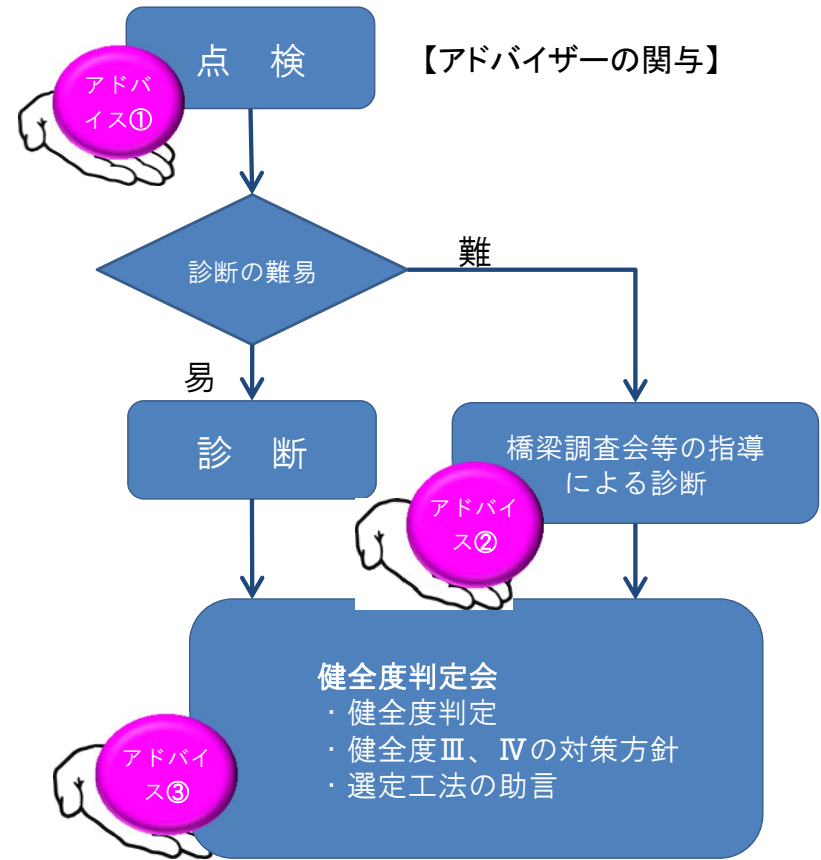
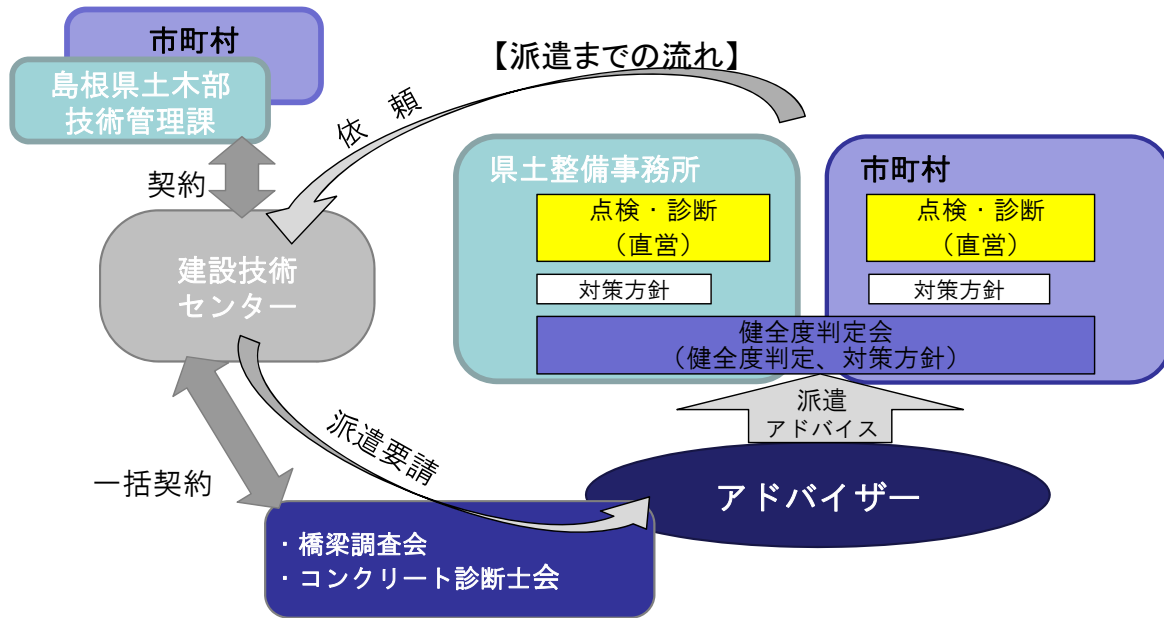
【清掃活動実績】 (H28.12末現在)

○活動橋梁数	24橋
○参加者実績	のべ 220人
○参加者年齢構成	2歳～69歳



●経緯

- ・県では公共土木施設長寿命化計画の策定を終え、これから本格的なメンテナンスサイクル推進体制の確立が急務
- ・県のみならず市町村においても点検に要する費用をなるべく節約し、また職員の維持管理に係る技術力の向上を図るため、直営点検を円滑に実施する体制の整備が必要
- ・しかしながら、現時点では職員の経験不足から損傷の見落としや診断のバラツキ、的確な修繕工法の選定が困難などの課題が存在
- ・また、点検の診断結果が適正であるか判定する健全度判定会において、専門家を招へいする仕組み(技術支援)がない
- ・こうしたことから、アドバイザー制度を確立し、県土、市町村とも必要に応じて円滑にアドバイザーが派遣される制度を創設



アドバイス①：点検実地指導
(点検方法、ポイントの伝授)

アドバイス②：診断の難しい箇所の診断指導

アドバイス③：健全度判定に対する助言、Ⅲ、Ⅳの対策方針助言 (修繕方法、詳細調査の有無)、修繕等設計業務の選定工法の助言

※H28年度実績:延べ408名の地方公共団体職員(33市町村)が受講

①道路構造物管理実務者研修

〈4～5日間、中国技術事務所〉

対 象:自治体職員及び直轄職員

予定人数:100名程度(うち自治体職員50名程度)

時 期:①橋梁Ⅰ H29.5.29～6.2 30名程度
橋梁Ⅰ H29.8.21～8.25 30名程度
橋梁Ⅱ H29.11.27～12.1 30名程度
②トンネル H29.7.18～7.21 10名程度

目 的:地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。



②その他点検講習会等

〈1～2日間、各県毎に開催(県独自の研修と共催を調整中)〉

対 象:自治体職員(及び直轄職員)

予定人数:1会場40名程度

時 期:7月以降

目 的:管理者又は発注者として必要な知識の習得を目的として、橋梁、トンネルに係る点検要領の理解に係わる講義及び現場実習



緑色背景 : 平成28年度に通知された点検要領

	新設・改築に関する技術基準	維持・修繕に関する技術基準	
橋梁	橋、高架の道路等の技術基準(改定中)	5年に一度近接目視 定期点検要領	
トンネル	道路トンネル技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領	
	道路トンネル非常用施設設置基準(改定中)		
舗装	舗装の構造に関する技術基準	点検要領 H28.10 舗装点検要領 H29. 3 舗装点検要領(直轄版)	
土工	道路土工構造物技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (シェッド・大型カルバート)	点検要領(作成中) (切土・盛土・擁壁)
附属物等	道路標識設置基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (門型標識・情報板)	点検要領 (門型以外の標識・照明) H29.3 小規模附属物点検要領
	道路照明施設設置基準		
	立体横断施設技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領(横断歩道橋)	
	防護柵の設置基準	(維持管理の内容を含む)	
	道路緑化技術基準	(維持管理の内容を含む)	